

公民館使用料一覧

(令和元年10月1日(火)からの使用に係るもの)

基本使用料

区分 種別	面積	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	備考
講堂・ホール	150㎡以上	1,320円	1,760円	2,200円	
	150㎡未満	990円	1,320円	1,650円	
会議室等	30㎡以上	490円	660円	820円	会議室 学習室 和室 図書室 相談室 談話室
	30㎡未満	330円	440円	550円	
料理室		660円	880円	1,100円	

冷暖房施設を使用する場合の使用料

区分 種別	面積	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	備考
講堂・ホール	150㎡以上	1,980円	2,640円	3,300円	
	150㎡未満	1,480円	1,980円	2,470円	
会議室等	30㎡以上	740円	990円	1,230円	会議室 学習室 和室 図書室 相談室 談話室
	30㎡未満	490円	660円	820円	
料理室		990円	1,320円	1,650円	

公民館使用申込時の確認事項

- ①利用者の中で春山地区在住の方がいることを前提とし、代表者は春山地区の方のお名前を記入してください。
- ②駐車場が限られているので、出来る限り乗り合わせまたは徒歩・自転車等でお越しください。
- ③準備・後片付けは利用された団体の方でお願いします。
- ④ごみは各自でお持ち帰りください。
- ⑤調理室を使われた場合は、使用後に公民館の職員にガス栓などの確認を促してください。
- ⑥飲酒・喫煙はご遠慮ください。
- ⑦公民館での禁止事項(営利・政治・宗教)活動はおこなわないでください。
- ⑧使用後は、公民館窓口の「公民館使用記録簿」に団体名・時間・人数・使用室を記入してください。

公民館を利用するにあたって 注意していただくこと

営利事業、政治活動及び宗教活動について、公民館ではおこなうことができませんので、注意して下さい。

1. 営利事業

営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

「営利」に該当する場合

営利を主たる目的として、次に掲げるいずれかの用途で公民館を使用する場合に該当します。

- ① 講師又は企業等が主導で参加者を募り、公民館を自らの事業の拠点として広く宣伝し、使用する場合
- ② 公民館内において商品の販売、展示、説明、試食、契約、宣伝若しくはこれらに類することを行う場合
- ③ 特定の営利事業に公民館の名称を利用する場合
- ④ 使用者を問わず、過大な入場料等を徴収する場合
- ⑤ その他、企業等の販売促進会議や求人説明会、社員研修等

2. 政治活動

特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

「政治」に該当する場合

特定政党に貸すという事実のみで直ちに本条項には該当しませんが、次の場合に該当します。

- ① その目的・内容が特定政党の利害のみに関するもので、社会教育の目的・性格にふさわしくない場合
- ② 全ての政党に公平・平等に開かれず、特定の政党や特定の候補者に対して利用を認める場合
- ③ 公平、平等に開かれていても、結果として特定の政党に利用が偏する場合

3. 宗教活動

特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援すること。

「宗教」に該当する場合

- ① 特定の宗教の布教、教化、宣伝等を目的とする行為
- ② 宗教上の行為、祝典、儀式等、宗教的信仰の表現である行為（行事を含む。）

(手引きP48～57「公民館貸館業務について」参照)